

○飯塚市議会インターネット中継に関する要綱

平成29年3月1日

飯塚市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市議会(以下「議会」という。)の会議のインターネット中継に関し必要な事項を定めるものとする。

(中継する会議)

第2条 インターネット中継を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 特別委員会
- (5) その他議長が認めるもの

2 前項に掲げる会議が、飯塚市議会会議規則(平成18年飯塚市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)及び飯塚市議会委員会条例(平成18年飯塚市条例第228号。以下「委員会条例」という。)に定める秘密会とされたときは、インターネット中継を行わない。

(中継の方法)

第3条 インターネット中継の形態は、生中継及び録画中継により行う。

(録画中継の掲載期間)

第4条 録画中継は、原則として第2条第1項各号に掲げる会議のあった日から起算して7日後(当該7日には、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を含まないものとする。)までに、議会のホームページに掲載するものとし、その掲載した日から起算して7年が経過した年度末に議会のホームページから削除するものとする。

(著作権等)

第5条 インターネット中継による個々の情報の著作権は、議会に帰属するものとし、その旨を議会のホームページに明示するものとする。

2 インターネット中継による個々の情報は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び会議規則に定める会議録並びに委員会条例に定める委員会の記録とはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

(インターネット中継の中止等)

第6条 議長が必要と認めるときは、本会議及び第2条第1項第5号に掲げる会議に係

る生中継を中止することができる。

- 2 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長が必要と認めるときは、当該各委員会に係る生中継を中止することができる。
- 3 第2条第1項各号に掲げる会議において会議規則に規定する会議録及び委員会の記録に掲載しない事項については、録画中継の画像及び音声についても編集するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、インターネット中継に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年3月1日から施行する。